平成17年改正 不正競争防止法の概要

経済産業省 知的財産政策室

目 次

- 1. 知的財産法制度の国際比較
- 2. 不正競争防止法の概要
 - (1) 不正競争防止法の体系
 - (2) 不正競争防止法の紛争事例
 - (3) 産業財産権法との関係
- 3. 不正競争防止法の一部を改正する法律について
 - (1) 全体概要
 - (2) 模倣品 ·海賊版対策 著名な商品等表示の冒用 (偽ブランド品) 商品形態模倣 (コピー商品) 税関での水際差し止め措置の導入
 - (3) 営業秘密の保護強化 民事規定と刑事規定の比較 営業秘密の 3要件 不正の競争の目的」について 改正内容(国外犯処罰、退職者処罰、二次的関与者の正犯化、法人処罰の導入) 営業秘密管理指針の改訂

知的財産法制度の国際比較

国際約束

工業所有権の保護に関するパリ条約、原産地表示に関するマドリット協定、特許協力条約 (PCT条約) 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIP 協定) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルス条約、万国著作権条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコート条約 等

各国措	T					
	日本	韓国	中国	米 国	ドイツ	フランス
発 明	特許法 実用新案法	特許法 実用新案法	専利法	特許法	特許法 実用新案法	特許法 実用新案法
デザイン	意匠法 <u>不正競争防止法</u>	デザイン保護法 不正競争防止及 び営業秘密保護 法	専利法	特許法 著作権法(船体意 匠) 州法(common law)	工業意匠著作権法 不正競争防止法 著作権法(応用美術) 共同体意匠規則	意匠法 著作権法(服飾品、 応用美術) 民法判例法 共同体意匠規則
商品・ サービス 表示	商標法 <u>不正競争防止法</u> 景品等表示法	商標法 不正競争防止及 び営業秘密保護 法	商標法 反不正当競争法	商標法 模造防止消費者保 護法 州法(common law)	マーク法 不正競争防止法 共同体商標規則	商標法 民法判例法 共同体商標規則
コンテンツ	著作権法	著作権法	著作権法	著作権法	著作権法	著作権法
営業秘密	不正競争防止法	不正競争防止及 び営業秘密保護 法	反不正当競争法 刑法	経済スパイ法 州法(common law)	不正競争防止法	刑法典 労働法典 民法判例法
水際措置	関税定率法	関税法 不公正貿易調査 及び産業被害救 済法	海関法	関税法 模造防止消費者保 護法	上記諸法 共同体税関規則	上記諸法 共同体税関規則 ロンゲ法

(注)本表では、半導体回路配置及び育成者権を含まない。 フランスでは、特許法、商標法、著作権法等に当たる法律がひとつの 知的財産法典」にまとめられている。



不正競争防止法の国際比較

工業所有権の保護に関するパリ条約

第1条 (2) 工業所有権の保護は、発明特許、実用新案、意匠又はプロトタイプ、商標又はサービスマーク、商号、原産地又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする。

- 第10条の2 (1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。
 - (2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
 - (3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張 産品の品質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

各国比較 ———					
	日本不正競争防止法	韓 国 不正競争防止及び 営業秘密保護法	中 国 反不正当競争法	米 国 不正競争 リステイトメント	ドイツ 不正競争防止法
一般条項	×	×			
商品・サービス表示					
パブリシティ	×	×	×		×
商品形態模倣			×		
営業秘密					
技術的制限手段		×	×	×	×
サイバースクワッティング					×
虚偽表示・広告					
信用毀損・営業妨害		×			
迷惑広告・迷惑メール	×	×	×	×	
国旗、紋章等の冒用			×		×
贈収賄・リベート	外国公務員贈賄	×		×	×
地位濫用	×	×		×	
不当廉売・抱合わせ販売	×	×		×	×

:具体的規定がある。 :具体的規定はないが、判例・解釈で認められる。 × :具体的規定がない。

知的財産保護を巡る世界の動き

グローバルな競争環境の激化や知識経済化の中で、各国とも知的財産保護に力を入れ始めているが、近年では、営業秘密の刑事的保護の強化、模倣品・海賊版対策が世界の中心的な課題となっている。

欧州・豪州

【EU】 地理的表示保護規則 (1992)

技術的制限手段指令 (2001) 共同体意匠規則 (2002) 新税関規則 (2003) エンフォースメント指令 (2004) 第三国における知財エンフォースメント戦

【ドイツ】

略 (2004)

不正競争防止法改正 (2004) 工業意匠著作権法改正 (2004)

[イギリス]

職務発明に関する特許法改正 (2004) 商標法改正 (2004) 知的財産犯罪戦略 (2004)

[フランス]

特許侵害品所持・輸入の全面禁止(ロンゲ法改正)(1999)

【オーストラリア】

デザイン法全面改正 (2003)

アジア

韓国】

<u>韓国版 ITC設置 (2001)</u> 不競法による著名表示保護制度導入 (2001) データベース権創設 (2003)

営業秘密侵害罪強化 (2004) デッドコピー規制導入 (2004) デザイン保護法制定 (2004)

地域プランド保護のための商標法改正(2004)

中国】

WTO/TRIPS加盟 (2001)

專利法改正 (2001) 商標法改正 (2001)

周知商標保護(2003)

新海関条例 (2004)

知財侵害事犯訴追基準引き下げ(2004)

タイ】

知的財産·国際貿易裁判所設置 (1997) 営業秘密法制定 (2002)

【インドネシア】

営業秘密法制定 (2001)

アメリカ

経済スパイ法 (1996) デジタルミレニアム著作権法 (1999) サイバースクワッティング禁止 (1999) 船体デザイン著作権 (1999) 特許早期審査制度導入 (1999) 知財エンフォースメント調整委員会 (NIP LECC 設置 (2000) NIPLECC権限強化 (2004) 模倣品・海賊版対策新戦略 (STOP!) (2004) アメリナ競争力評議会 イノベート・アメリカ」 (2004)



不正競争防止法の体系

目的

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害 賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与する。 昭和 9年制定、平成 5年全面改正)

不正競争行為の定義

刑事的措置あり

刑事的措置のみ

惹起周知な商品等表示の混同

တု

冒用る商品等表示の

商品形態の模倣

営業秘密の侵害

除する製品等の販売技術的制限手段を解

正取得ドメインネームの不

等の表示虚偽の原産地、品質

信用毀損行為

不正使用、紋章等の

外国公務員贈賄

措置の内容

刑事的措置

不正の目的による混同惹起行為、営業秘密の侵害、虚偽の表示、外国国旗等の不正使用を行った者に対して、以下の処罰を規定。

罰則 (につき 3年以下の懲役刑又は 300 万円以下の罰金) (14条)

法人処罰 (15条)

(につき、3億円以下の罰金) 国民の国外犯処罰(のみ)(14条3号)

民事的措置

民事的救済的措置として、以下の措置を規定。

差止請求権 (3条)

損害賠償請求権 (4条)

損害額の推定等(5条等)

書類提出命令(6条)

営業秘密の民事訴訟上の保護 (6条の4等)

(非公開審理、秘密保持命令)

信用回復の措置 (7条)

不正競争防止法の紛争事例

iMac事件 (1号)





シリク紅茶事件(1号)

(東京地決平11.9.20)





(大阪地判平 9. 1.30)

男性用かつら顧客名簿事件(4号)

勤めていた男性用かつらの販売会社を退職する際、顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償を命じた。(大阪地判平8.4.16)

フッ素樹脂ライニング容器事件(7号、8号)

フッ素樹脂シートライニングに係る技術情報を退職者から入手し、タンクを製造していた業者に対して、製造販売の停止及び損害賠償を命じた。 (大阪地判平10.12.22)

動ぐかに看板事件(1号)

有名かに料理屋の名物 動くかに看板」と類似したかに看板を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた。(大阪地判昭62.5.27)

マクセルコーポレーション事件 (12号)

原告の著名な商品等表示である maxell」と類似する「maxellgrp.com」というドメイン名を使用し、ウェブサイトを開設して、その経営する飲食店 (風俗業)の宣伝を行っていた会社に対し、使用許諾料相当額の損害賠償が命じられた。(大阪地判平16.7.15)

本みりんタイプ調味料事件(13号)

酒税法上 みりん」とは認められない液体調味料を、あたかも 体みりん」であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し 損害賠償が命じられた。(京都地判平2.4.25)

国産洋服英国地名表示事件 (13号)

国産の紳士服生地に イングランド」などの英文字等を押捺、英国製であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し、罰金が命じられた。 東京高判昭49.7.29)

サンゴ化石粉体事件(14号)

競業者の米国内取引先に権利侵害に関する告知をした特許権者に対し、非侵害が明らかであるとして、虚偽事実の告知・流布の差止めと損害賠償請求が命じられた。(東京地判平15.10.16)

不正競争防止法と産業財産権法の関係

特徴の比較

不正競争防止法 非登録 ·不法行為型



産業財産権法 登録 物権型

両法の使われ方

敗訴リスクの低減

不競法で勝訴しても産業財産権法では非侵害となるケースがあり、その逆もある。産業財産権のみでは、被告に権利無効を抗弁されるおそれがある。 したがって、請求原因として両方を提起しておけば、敗訴リスクを低減させることができる。

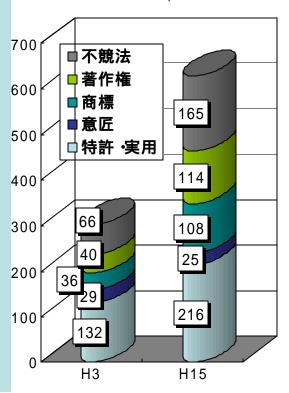
費用の節約・期間の短縮

不競法は登録を要しないので、侵害後直ちに訴訟を提起できる。請求原因は 口頭弁論終結までに追加できるから、侵害が起きたものについてのみ産業財 産権の登録をすれば間に合う。

したがって、審査登録費用や製品開発期間を短縮できる。

訴訟上の攻撃方法の多様化

産業財産権は権利範囲が狭いが、絶対的な効力を持つ。不競法は産業財産権とならないものも含めて幅広く捕捉できるが、効力は相対的でしかない。 したがって、侵害の態様によって多様な攻撃方法を選択できる。 知的財産民事事件の中でも不 競法が大幅に増加している(全 国地裁新受事件)。



不正競争防止法等の改正について

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追随を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。 ———

営業秘密の侵害行為や模倣品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為に対する措置を拡充し、適正な 競争環境を維持するとともに、知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割の整備等を行う ために、不正競争防止法等を改正。

営業秘密の保護強化

営業秘密の国外使用・開示処罰の導入

日本国内で管理されている営業秘密について、日本国外で使用又は開示した者を処罰の対象とする。 営業秘密が関係する民事訴訟における裁判所の秘密保持命令に日本国外で違反した者を処罰の対象とする。

退職者の処罰の導入

元役員・元従業員による媒体取得・複製を伴わない営業 秘密の不正使用・開示について、在職中に申し込みや請託 があるようなケースを処罰の対象とする。

法人処罰の導入

営業秘密にアクセスする権限がない者が行った営業秘密侵害罪の犯人の属する法人について、法人処罰(1億5,000万円以下の罰金)を導入する。

罰則の見直し

不正競争防止法違反の罪について、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から、原則として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科規定を導入する。

関連法の規定の整備

特許法、著作権法等:上記の営業秘密に係る裁判所の秘密保持命令についての処罰強化等に伴い、同様の規定を整備。 弁理士法:上記の刑事罰導入に伴う弁理士の欠格事由の追加、裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権の整備。

模倣品・海賊版対策

著名表示の冒用行為への刑事罰の導入

他人の著名なブランド名などを勝手に自己の商品・サー 、ビスに付して販売等する行為を刑事罰の対象とする。

商品形態模倣行為への刑事罰の導入

他人の商品の形態と実質的に同一の形態のコピー商品を 、販売等する行為を刑事罰の対象とする。

水際措置の導入(関税定率法)

上記の著名表示冒用物品、商品形態模倣物品及び他人 の周知な表示を冒用し、需要者に混同を生じさせる物品 を税関での水際差止措置の対象に加える。

なお、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を 判断できるよう、経済産業大臣への意見照会制度を導入 、する。

今回の改正の従来からの措置との関係

		民	事		刑	事	
		損害賠償 差し止め		国内犯 法		长人処罰	
模倣品	まぎらわしい商品						
	偽ブランド品	///// 対象	农化済		;白九□	郊分	
	コピー商品				追加部分		
		損害賠償	差し止め	国内犯	国夕	小犯	法人処罰
営業秘密	詐欺 ·窃盗 ·暴行						
	媒体横領	対象	以化済				
	役員 従業員						
悪意退職者					•		
	外部から唆し						
	取得時善意						

在職中に申し込み・請託を受けて退職後に漏洩する場合に限定。

施行日 公布後 1年以内の政令で定める日 (水際措置は同年 3月 1日から)

模倣品 海賊版被害の増加

企業のブランド価値やデザインを守るため、対策が急務になっている。

偽ブランド品の被害

コピー商品の被害

著名プラントの指定商品以外での冒用

露天商 Aは、新橋駅の駅前広場で 偽プラント品あるよ」といって、海外有名ブランド品のマークを付した、携帯電話ストラップや車のハンドルカバーを販売した。警察の取り調べに対して、Aは「ニセモ Jとして販売したから消費者に誤認混同は生じていないし、そもそも携帯電話ストラップやハンドルカバーには商標登録がないのだから、商標権も侵害していない」と主張した。

ポルノショップでの著名ブランドの冒用

風俗営業を営むBは、ラブホテルを歌舞伎町に開業するに際して、高級な雰囲気を出して他と差別化するため、有名ブランドC社の商号及びマークを店名に用いることとした。C社は娯楽施設の提供や宿泊施設の提供については、当該商号及びマークの商標登録及び防護標章登録をしていなかった。

商標部分を除いたコピー商品 Flat、商標ラベルがなければ商標権侵害に

暴力団員 Fは、商標ラベルがなければ商標権侵害に当たらず、 違法とならないことを知って、商標をつければ素人には外観上は 有名ブランド品と判別できない精巧な模造品を韓国で作らせて日本に輸入した。Fは、別途偽造した商標ラベルを日本国内で貼付 して、アウトレット商品として流通させることを企てている。

パッケージだけを変更したコピー商品

G社の新製品の玩具 (組み立て前のプラモデル)が子供達に売れていることを知った玩具卸売商 Hは、三次元デジタイザーや古典的なポン抜きによって型取りして中国で作らせた模造品を日本に輸入し、自社ブランドで販売した。玩具はライフサイクルが短く 多品種少量生産であり、1点当たりの収益も少ないので、G社では原則として意匠権は取得していない。

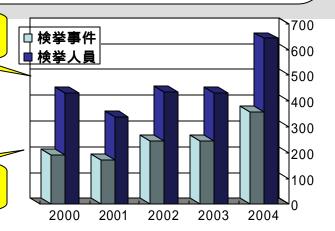
商品等表示となっている肖像の冒用

原宿でアイドルショップを経営するDは、プロゴルファー Eがプロデュースしたスポーツ用品が世界中で人気を呼び、Eの肖像を商品等表示として貼付しているのを印り、Eの許諾なしに、Eの肖像を貼付したゴルフボールを販売した。Eからの抗議に対して、Dは「アイコラに使うなど名誉を毀損しているならともかく有名人なのだから有名税として甘受すべき」と反論した。

民事的解決は困難であり、危険も伴う

知的財産侵害事犯

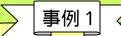
の推移





著名な商品等表示の冒用(偽プラント品)

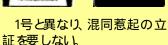
著名な商品等表示を冒用した商品を譲渡、輸入等する行為に刑事罰を適用する。



真正品

模倣品





2901

事例 2

著名な商品等表示を商標登録されていない (役務分野に使用した事件

ポルノランド・ディズニー」 「スナック・シャネル」 「シャネルホテル」 「ヨドバシポルノ」

防護標章は類似の商品役 務に効力が及ばない。

事例3

著名な商品等表示を商標登録されていない 商品分野に使用した事件

真正品 (ポシェット)

ニセモノ(ハンドルカバー)





商標権は類似の商品役務に効力が及ぶが、3年間使用していないと無効事由となる。

民事規定 (変更なし)

第2条第1項第2号

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

刑事規定(追加)

第 2 1条第 1項第 3号

他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名 声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該 信用若しくは名声を害する目的で第2条第1項第2 号に掲げる不正競争を行った者

(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は3億円以下の罰金)

不正競争防止法の 商品等表示」とは何か

氏名、商号、商標、標章、容器、包装その他の商品又は営業を表示するものをいる

商標法との関係

	同一の 商品・サービス		類似の 商品 サービス		非類似の商品 サービス			
					混同を生じる		混同を生じない	
	同一表示	類似表示	同一表示 類似表示		同一表示	類似表示	同一表示	類似表示
商標権					×	×	×	×
防護標章	×	×	×	×		×	×	×
商品等表示							(著名)	(著名)

登録により効力を有する。

周知性又は著名性が必要。(防護標章はさらに登録を要する。)

商品等表示の例

マクセル、maxell 著名 天理教、Budweiser PETER RABBIT、ピーターラビット 三菱、(スリーダイヤのマーク) JACCS

青山学院、Aoyama Gakuin 虎屋、虎屋黒川、菊正宗 セイロガン糖衣 A_ELLE、

プルデンシャル 需要家以外にも 広(知られている。

VOGUE BERETTA

マイクロダイエット、MICRODIET ファイアーエムブレム、エムブレム (= TVゲーム) (Levi'sジーンズの弓形刺繍)、501、 (Levi'sの赤いタブ)、ジーンズの 飾り札)

> 需要家の間で広く 知られている。

周知

PIETRO BERETTA、 (三本矢マーク) M93R 歌川、歌川正国、UTAGAWA チーズはどこに消えた? (= 著名 性・周知性は判断されず) 505 (= 商品等表示性を否定)



コピー商品の販売等禁止

他人の商品形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為に刑事罰を適用する。

事例 1

真正品 (たまごっち)

模倣品 (ニュータマゴウ オッチ)





おもちゃのように多 品種少量生産であっ たり、ファッション品の ように商品サイクルが 短いものは、意匠権を 取得している時間や費 用が捻出できない。

事例 2

真正品 (テダバッグ)







民事規定(明確化)

第2条第1項第3号

他人の商品の形態 (当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除る)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡者しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

簡品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう

刑事規定(追加)

第 2 1条第 2項

不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号に掲げる不正競争を行った者(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は1億円以下の罰金)

日本国内で最初に発売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為及び譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為には適用しない。

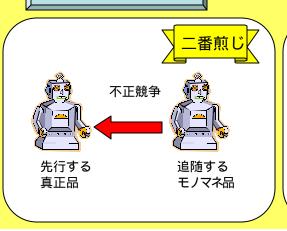
不正競争防止法の 商品形態の模倣」とは何か

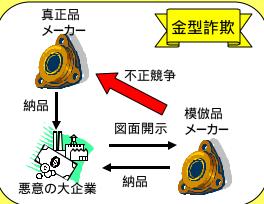
既存の他人の商品に依拠して、実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう

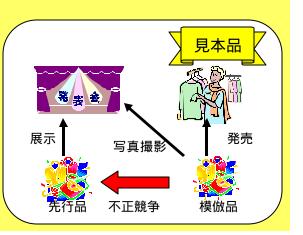
形態模倣の範囲

		外観の比較			
		実質的に同一の形態	機能上不可欠な形態、ありふれた形態	実質的に同一でない 形態	
内部構造の	実質的に同一の形態			×	
比較		形態模倣となりえる	形態模倣となりえる	ならない	
	機能上不可欠な形態、		×	×	
	ありふれた形態	形態模倣となりえる	ならない	ならない	
	実質的に同一でない		×	×	
	形態	形態模倣となりえる	ならない	ならない	

想定事例



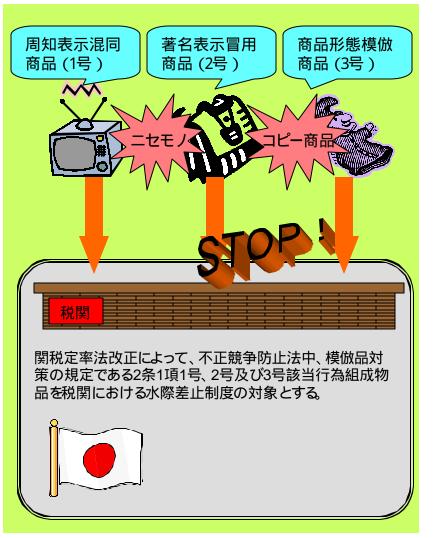






税関における水際措置の導入

事前の登録を要件に不競法侵害物品の輸入を税関で差し止める。





不正競争防止法の 営業秘密」とは何か

営業秘密」とは、 秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の 事業活動に有用な技術上 又は営業上の情報であって、 公然と知られていないものをいう

秘密管理性 アクセスできる者を制限したり、秘密情報である旨の表示をしたりする ことにより、客観的に秘密として管		・施錠した保管庫に入れてある情報 ・パスワードによるアクセス権の管理をしてある情報 ・「マル秘」、、機密情報」、、取扱い注意」、、複製不可」、等の表示のある 情報				
理されていると認められる状態にあること。	×	・棚や机の引き出しに無施錠で保管されている情報 ・閲覧権者の制限が十分でない情報				
有用性 当該情報自身が客観的に事業活 動に利用されていたり、利用される		設計図、製法、製造ノウハウ 顧客名簿、仕入先リスト 販売マニュアル				
ことによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。 現実に利用されていなくともよい。	×	有害物質の垂れ流し、脱税等の <mark>反社会的な活動についての情報</mark> は、法 が保護すべき正当な事業活動ではないので、有用性があるとはいえな い。				
非公知性 保有者の管理下以外では一般的に		・第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も 当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。				
入手ができない状態にあること。	×	刊行物等に記載された情報				



営業秘密保護に関する民事と刑事

	民事規定 (第 2条第 1項)	刑事規定 <i>(</i> 第 1 4条第 1項)
不正取得	四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為又は不正取得行為により取得した営業秘	三 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を使用・ 開示した者
	密を使用・開示する行為	四 第四号の使用・開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理 侵害行為により、営業秘密記録媒体を取得し、又は複製を作成して、 営業秘密を取得した者
		媒体によらない取得は不可罰)
正当取得後 不正開示	七 保有者から営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又は保有者に損害を加える目的で、営業秘密を使用・開示する行為	五 営業秘密を保有者から示された者であって、詐欺等行為、管理 侵害行為又は横領その他の営業秘密記録媒体の管理に係る任務 に背ぐ行為により、営業秘密記録媒体を領得し、又は複製を作成して、 営業秘密を使用・開示した者
		六 営業秘密を保有者から示されたその役員・従業員であって、営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用・開示した者
		(取引先・退職者による媒体横領・複製を伴わない場合は不可罰)
二次的取得 (取得時悪意)	五 第四号の不正取得行為が介在 したことを知って、若しく は重過失により知らないで営業秘密を取得し、又は取得し た営業秘密を使用・開示する行為	(第三号又は第四号の共同正犯又は共犯となる場合がある。)
	八 第七号の目的又は法律上の義務に違反した不正開示行為であること若しくは不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重過失により知らないで営業秘密を取得し、又は取得した営業秘密を使用・開示する行為	(第五号又は第六号の共同正犯又は共犯となる場合がある。)
二次的取得 (取得時善意)	六 取得した後に第四号の不正取得行為が介在したことを 知って、又は重過失により知らないで営業秘密を使用・開 示する行為	(不可罰)
	九 取得した後に第八号の不正開示行為があったこと若し くは不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重過失 により知らないで営業秘密を使用・開示する行為	(不可罰)

営業秘密侵害罪は 不正の競争の目的」が必要

不正の比較	Z	 利	加害		
	同業他社との競業 関係に関わる相対 的な利益	関係に関わる相対 関係に関わらない絶		同業他社との競業 関係に関わらない絶 対的な加害	
不正の目的					
不正の利益を得る目的			×	×	
不正の競争の目的				×	
他人に損害を加える目的	×	×			
不正の競業の目的		×	×	×	

「不正の競争の目的」で除かれる行為

正当行為

報道目的

ただし、報道自体を目的としない、報道機関同士の不正競争は含まれる。

内部告発目的

有用性の観点からも除外される。なお、不競法は公益通報保 護法の対象となっている。

個人的な犯罪行為

恐喝犯 (刑法上の恐喝罪)

例:個人情報を取得した行為者が「カネを払わないと報道機関に情報漏洩を公表するぞ」と脅して買い取りを持ちかけた。

愉快犯 (刑法上の業務妨害罪)

例:サーバのパスワードを入手した行為者がインターネット上に掲示してハッキング仲間に対して攻撃を呼びかけた。

不正競争防止法と個人情報保護法の関係

個人情報については不正競争防止法と個人情報保護法の両法が適用される場合がある。

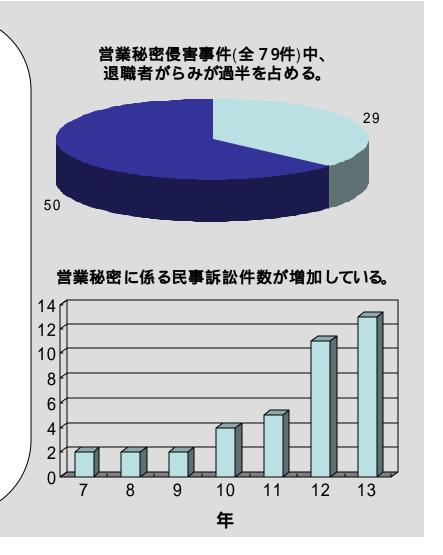
		個人情報保護法	不正競争防止法
保護対象	客体	個人情報データベース等(特定の個人情報 を電子計算機を用いて検索することができ るように体系的に構成したもの等)を構成 する個人情報	営業秘密(秘密管理されている、 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、 公然と知られていないもの)
	受益者	生存する個人	営業秘密を保有する事業者
規制対象	客体	個人情報取扱事業者(5,000件以上)	すべての者
	行為	 ・個人情報の利用目的の特定 ・目的外利用の禁止 ・不正取得の禁止 ・取得に際しての利用目的の通知 ・個人情報の正確性の確保 ・漏洩防止措置 ・従業員及び委託先の監督 ・第三者への提供禁止 ・保有個人データの本人開示及び訂正 	・不正取得及び使用・開示の禁止(刑事罰については一部除外あり)
回復措置	損賠 ·差止	×	(民事訴訟による)
	刑事罰	(行政機関からの命令に違反した場合、 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)	(改正後は5年以下の懲役又は500万円以下 の罰金、併科・法人処罰あり)
	行政措置	(勧告、命令)	×

営業秘密侵害の国際化・複雑化

外国企業や退職者が絡んだ営業秘密侵害が深刻になっている。

実際に起きている被害事例

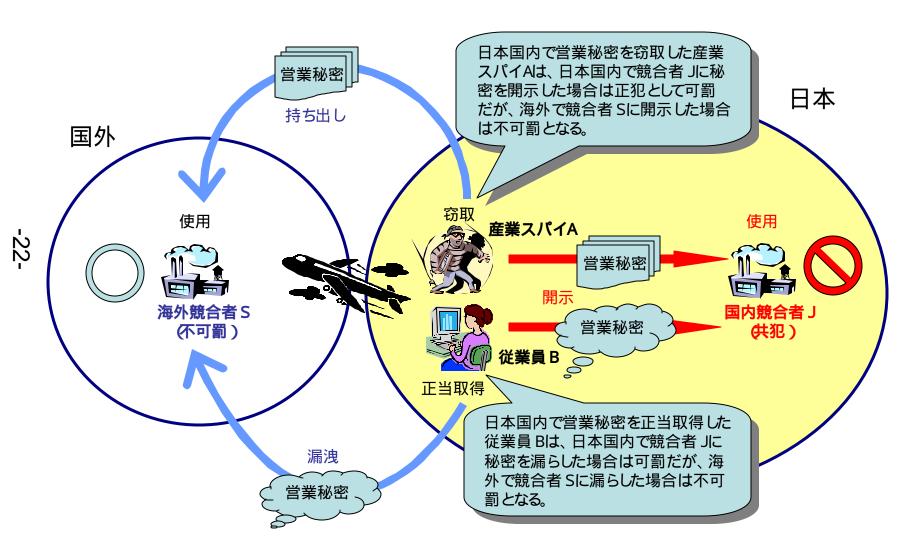
- ●外国企業とのJVで開発していた触媒の作り方について、ノウハウを身につけた従業員が退職し、秘密保持契約に反して転職先でノウハウを漏らした疑いがある。
- ●月曜朝の関空国際線到着ロビーで、当社の従業員が帰国したとこ るを目撃した。アルバイトで外国の競合企業に技術指導に行っている のではないか。
- ●日本国内に生産拠点を持たない外国企業が東京近郊に「デザインセンター」を設置し、リストラで早期退職した社員を大量に雇用している。毎日出勤する必要はないらしいが、2年たってノウハウを吸い取ったら解雇されると聞く
- ●コンピュータの周辺機器の販売担当部長が退職時に部下を引き抜くとともに、退職直前にメインフレームの稼働リストをプリントアウトして持ち出した。
- ●プラズマディスプレイの生産部門の責任者である事業部長が外国 企業に移籍し、その部下数名も移籍。その後の外国企業の開発・実 用化のスピードをみるに、この元部長らが退職時に営業秘密が記録 されたデータ等を持ち出したとしか考えられない。





現行の場所的適用範囲

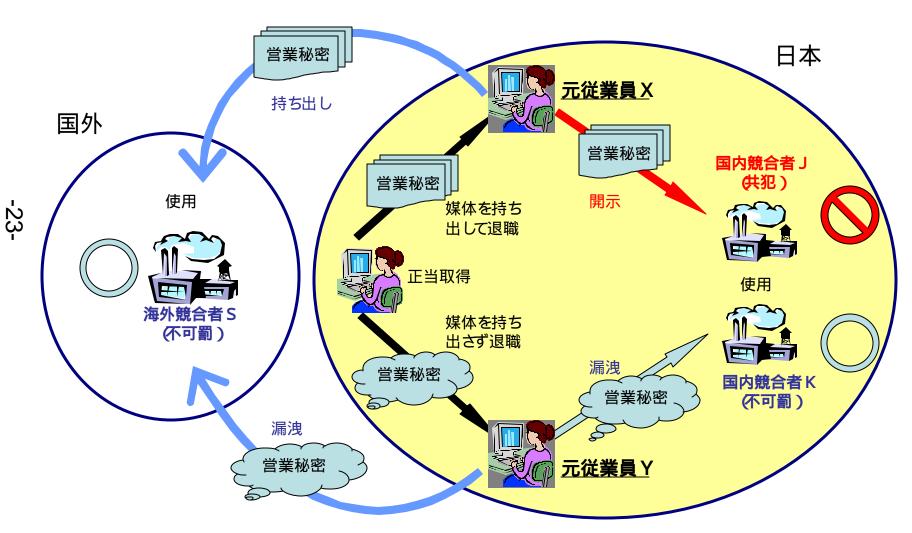
取得地いかんに関わらず、使用 開示地をもって処罰の可否が定まる。





現行の場所的適用範囲 (退職者ケース)

退職した後は、使用 開示地の内外を問わず不可罰。 ただし、媒体を持ち出した場合は、使用 開示地をもって処罰の可否が定まる。





新たに処罰対象となる行為

使用・開示地に関わらず、<u>日本国内で管理されている</u>営業秘密を対象とする。 使用・開示の申込みをし、又は請託を受けて使用・開示した退職者を処罰する。

国外犯

海外での使用・ 開示を処罰の対 象とする。 詐欺等行為及び管理侵害行為が 日本国内で行われる必要はない (海外からの詐欺、不正アクセス等 が考えられる)。

第21条

4 第 1項第 4号又は第 6号から第 9号までの罪は、 <u>詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時</u>又は<u>保</u> 有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの 罪を犯した者にも適用する。

詐欺等行為があった時又は管理侵害行為があった時に、既に国外に持ち出されていた営業秘密は、対象とならない。

保有者から営業秘密が示された場所が国外である場合には(その営業秘密が示された時に、既に日本国外に持ち出されているから)対象とならない。

保有者の」を示す。保有者とは、営業秘密を保有する事業者のこと。

保有者の役員又は従業者であった者を示す。

退職者

在職時に漏洩の請託を受け、又は申し出たのであれば、退職後に使用 開示する場合も処罰の対象とする。

第21条第1項

八 営業秘密を保有者から示されたでの役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用者しば開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者

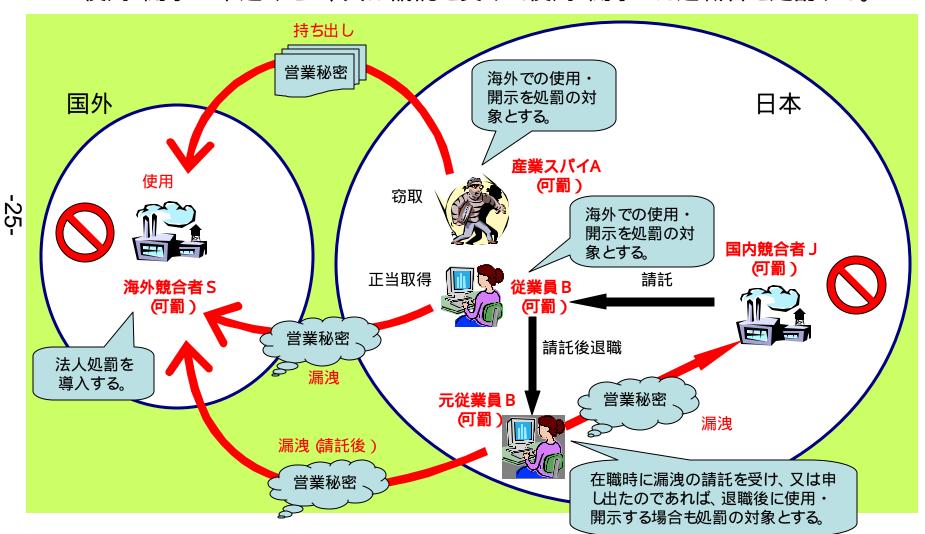
保有者から示された」ところのものを指す。申込み・請託の対象となった営業秘密及び相手方と使用・開示の対象及び相手方とは完全には一致する必要がなく、同一の「不正の競争の目的」を達成する範囲内にあれば足りる。

請託の受諾の意思が表示される必要はなく、黙示のものであっても足りるが、受諾の内心が形成されていることが必要。 国外での請託も対象となる。

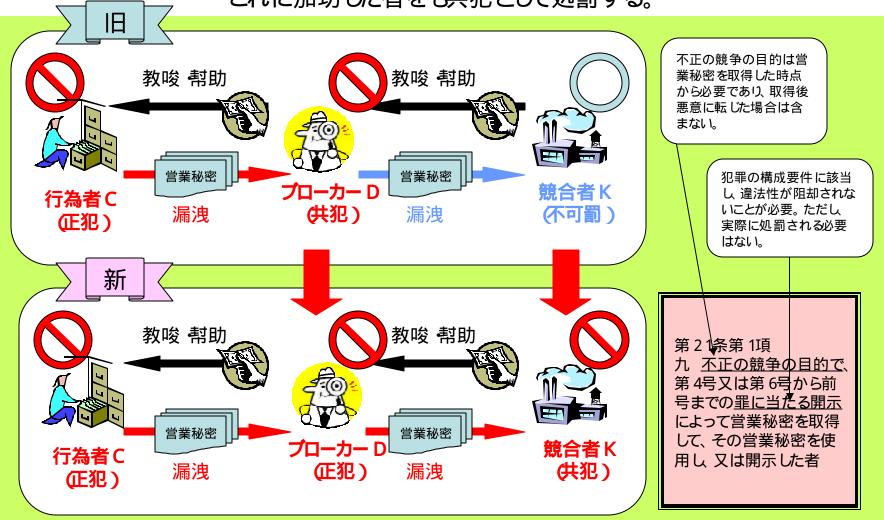


新たに処罰対象となる行為 (イメージ)

使用・開示地に関わらず、<u>日本国内で管理されている</u>営業秘密を対象とする。 使用・開示の申込みをし、又は請託を受けて使用・開示した退職者を処罰する。



他人に罪を犯させて取得した営業秘密を使用 開示した者を独立正犯とし ______ これに加功した者をも共犯として処罰する。



-26-

法人処罰の導入

不正の手段で営業秘密を取得して使用・開示した従業員が属する法人に適用する。

四 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を使用・開示した者

五 第四号の使用・開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によ

り、営業秘密記録媒体を取得し、又は複製を作成して、営業秘密を取得した者

六 営業秘密を保有者から示された者であって、詐欺等行為、管理侵害行為又は 横領その他の営業秘密記録媒体の管理に係る任務に背く行為により、営業秘密 記録媒体を領得し、又は複製を作成して、営業秘密を使用・開示した者

七 営業秘密を保有者から示されたその役員・従業員であって、営業秘密の管理 に係る任務に背き、営業秘密を使用・開示した者

八 営業秘密を保有者から示されたその役員・従業員であった者であって、在職中

に、営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又は使

用・開示の請託を受けて、営業秘密を使用・開示した者(新規)

九 第四号又は第六号から第八号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、営業秘密を使用・開示した者(新規)

十 裁判所の秘密保持命令に違反した者

法人処罰

1億 5千万円 以下の罰金

事業者が従業員の選任及び 事業の監督につき相当の注 意を尽くしたことが証明された 場合には免責される。(判例)

-27-

法

処



営業秘密の刑事的保護の各国比較

	日本(改正後)	日本(改正前)	韓国	中国	米国	ドイツ	フランス
法律名	不正競争防止法		不正競争防止及 び営業秘密保護 法	刑法	経済スパイ法	不正競争防止法	労働法典 刑法
国外での 使用・開示		×					
元役員・ 元従業員	媒体横領・複 製、在職中約 束の場合	媒体横領・複 製の場合					(判例法)
懲役	5年以下	3年以下	5年以下	3年以下	10年以下	3年以下	2年以下
罰金 (自然人)	500万円以下	300万円以下	利得額の2倍以 上10倍以下	上限設定なし	上限設定なし	上限設定なし	3万ユーロ
併科		×				×	×
国外使用・開 示の重罰化	×	×	(7年以下)	×	外国政府が関与した場合 た場合 (15年以下、法人 1,000万ドル以下)	(5年以下)	×
法人処罰		×				行政罰	×
罰金 (法人)	1億5千万円以 下	×	個人と同じ	上限設定なし	500万ドル以下	100万ユーロ 以下	×
非親告罪化	×	×				× (訴追に特別 の利益のある 場合は)	

ドイツでは、元役員・従業員を問わず、営業秘密の開示のそそのかし及び申し出が処罰の対象となっている(2年以下の懲役又は罰金)。



営業秘密管理指針の改訂

企業として守るべき情報や人材を選別して活用できるツールにする。

営業秘密管理指針

(平成 15年 1月 30日 経済産業省

- 1.概説
 - (1) 参考となるべき指針」の背景及び意義
 - (2)不正競争防止法上の営業秘密の保護

企業が営業秘密の管理強化を行う上で参考になるよう 営業秘密が法律上の保護を受けるために必要な ミニマムの管理水準」と 紛争の未然防止のための 望ましい管理水準」を提示。自社の営業秘密の管理強化のみならず、他社から開示された秘密の取り扱いについても留意点を示す。

- 2.営業秘密の要件
 - (1)秘密管理性
 - (2)有用性
 - (3) 非公知性
- 3.営業秘密の管理
 - (1)基本的考え方
 - (2)具体的管理方法 個別的管理方法 物的 技術的管理
 - ・人的 法的管理 組織的管理方法 管理状況の監査 管理策の見直し

企業の競争力の源泉たる情報や人材を選別、防衛する実戦的なツールとして活用できるよう、今次法改正を踏まえた改訂を行う

- 1. ミマムの管理水準」の明確化
- 2.退職者との秘密保持契約の内容と締結手続
- 3.法人における営業秘密コンプライアンスの内容
- 4.国外犯処罰の導入に伴う営業秘密管理の方法

情報管理に関する各種マネジメント規格及び要求事項